

# 追加資料

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い（決定方法の確認）	関係項目	追加資料
調整の内容	議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。		

資料					
内 容					
	協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	小委員会の 設置状況	状 況	備 考
秋田県内の合併協議会の事例	仁賀保・金浦・象潟町 合併協議会 (にかほ市)	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新市の議会議員として在任する。 在任の期間及び議員定数については継続協議とする。	×	継 続	
	本荘由利一市七町 合併協議会 (由利本荘市)	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員の定数は、30人とする。	○	継 続	事務局で左記調整案を提案するも、結論に至らず小委員会を設置。小委員会は、議会側・一般側の2つを設置。各々の委員会の意見を幹事会ですりあわせる。
	千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会 (美郷町)	新町の議会の議員の定数は22人とする。 議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。	×	確 認	
	大曲仙北合併協議会 (大山市)	地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会の議員の定数について ・法定上限の30人とする。 市町村の合併に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく定数及び任期の特例に関する取扱いについて ・在任特例を1年以内の期間で適用する。	○	確 認	小委員会にて、左記調整案を提案。 小委員会の委員構成について、議長のみか、学識経験者も入れるのかを協議。結果、議長のみ。
	田沢湖・角館・西木 合併協議会	協議会委員による小委員会を設置。小委員会で話し合い、その内容を協議会へ提案。	○	継 続	事務局にて左記調整案を提案。 委員構成は協議会会長が協議会委員の中から指名。（構成町村の住民代表9人）議長を出席させ、各町議会の意向を調査。
	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	新市の議会議員の定数は30人とする。 4市町村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。	×	継 続	当初事務局提案は白紙。7回目の協議会で左記の調整内容を提案するも否決。

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	小委員会の 設置状況	状 況	備 考
天王町・昭和町・飯田川町 合併協議会	議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。	×	継 続	事務局より提案した左記調整内容を確認後、小委員会設置も提案するが、協議会の場で協議することを確認。
秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会 (秋田市)	河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職する。 合併後に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例(平成13年秋田市条例第39号)を改正し、議会議員の定数を46人とする。 さらに、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。 前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。	×	確 認	
横手平鹿合併協議会			継 続	白紙提案。 幹事会においては、協議会でそれぞれの立場から検討し、決定すべきということを確認。
五城目町・八郎潟町・ 井川町合併協議会	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会規約第11条第1項に規定する小委員会を合併協議会の中に設置し、調査及び審議等を行い、合併協議会に諮るものとする。		継 続	小委員会を設置するか、協議会で協議していくが様々な意見あり。

秋田県内の合併協議会の事例